

平成 26 年度第 3 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 27 年 3 月 30 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2 場 所 中層棟 4 階 第 3 委員会室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

青山委員 阿久澤委員 金戸委員 藤原（修）委員 古本委員  
村田委員 山本委員 出口委員 藤原（俊）委員 的場委員

〈欠席委員〉

田中委員 三浦委員

〈事務局職員〉

木下 寛和（人権文化部長） 原山 葉子（人権文化部次長） 横山 尚明  
（人権文化部人権平和室長） 早瀬 健次郎（人権文化部人権平和室参事）  
市場 研二（人権文化部人権平和室主幹）  
大田 正義（教育総務部教育政策室長） 内田 智子（教育総務部教育政策室主幹）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

以下のとおり

【質疑及び意見等】

（会長）

今日は議案として、前回の振り返り、それから答申に向けた具体的な作業について、その他というふうに書きました。みなさんから自由な意見をいただいて今後の見通しも資料に付けさせていただいています。具体的に答申に向けて、どういう手順で作業をしていけばよいのか、少しその流れを提案して今後の予定を作っていけたらと思っております。

私が前回の振り返りということで簡単なメモを作りました。これに則してお話をさせていただきたいと思っております。まず、会長の意見と書いておりますけれども、私の考えていることを簡単にお話します。その後、副会長からもお話をさせていただきます。次に委員のみなさんの見解のまとめということで、これは私の方で前回の議事録をメモさせていただいて、皆さん方の意見の中で特に確認してもらった方がいいというか、貴重なご

意見をメモしています。

次に答申の書き方ということで、どういうふうに書いていくかという具体的なビジョンといますか、どういう形で答申が実際には書かれるのかということについて、今後どういう作業をしていくのかについてご提案をさせていただきたいと思います。

次に、特に基本理念については今議論を自由にしてもらっているのですが、各論とどうか、現行の方針がどういう形になっているか、個別の課題についてどのように書いていくか、あるいはそれを書くにあたってどういう作業をしていくかということを、提案をさせていただきたいと思っています。

それでは私の方から話をさせていただきたいと思います。

私がいつも思っていますのは、どうしても人権の問題というのは他人の事だ、差別はしもしないし、されもしないので関係ないと思ってしまう。そうではなく、自分自身の課題としてどのように把握するのがどうしても必要なのではないかと考えています。

だから逆に難しいと言われるのかもしれませんが、人間というのは、いろんな弱さとか課題とか、そういうものを絶えず持って生きているもので、そういうことをお互い共有しながらやっていけたらいいということだろうと思うのですが、私はパーフェクトだと思ってしまうと、どうしても人の気持ちも分からないし、上から目線になってしまうということがあるのではないかと。

また、自分がしんどいことなどをお互い出すことができない、それを出してしまうと、相手からつけこまれたり、攻撃を受けたり、そういうふうになってしまう社会の仕組みというのがもしあるとするならば、そこをどういうふうに変えていくのが、我々の人権の問題を自分自身の問題とするにあたっての一番のポイントだと思っていますので、そのように書かせていただきました。

前回、F委員から、子どもの事とか、女性のことが非常に生きづらいというご意見があったと思いますが、今まで生きづらいということをどうしたらいいのかということが人権の問題を考える座標軸となるのではないかとということが一つ。

それから、社会的立場を明らかにするということ、これは部落解放運動でずっと言われてきたことなのですが、私たちは社会に対して権利を主張すると同時に責任をとれるのか、社会をどういうふうに変えていけるのかについては、絶えず私たちの課題としてあるわけだと思います。私も自治会で活動しているのですが、自治は大事な問題で、自分たちの責任で自分たちの事を考えていく、そういう側面が一方ではないか、そういう意味で社会的に私たちはどういうふうな振る舞いをすればいいのかを同時に考えていく必要があるのではないかとというのが一点。

それからこれはA委員から言われていたことなのですが、個別的な課題として考える。例えば今、高齢者の問題があって、その時に、自分自身の問題としてどう向き合っていけばいいか、たえず分かりやすく考えていけるような課題の設定が必要ではないか。人間としてふさわしい生活をするために、必要な事柄であって、自分自身と他の人たちをどう尊重できるか、そういうことについて具体的な課題がある。

例えば私が病気になったら、医師がいて、医療機関を受診することができて、一定の

治療を受けることができ、それに対してほとんどお金もかからない。そういうふうな仕組みをどう作っていくか、例えばそれが権利の問題であるというふうなことになる。それが2番目のポイント。個別な具体的なことであるということ。

それから3番目に市民的権利の尊重という言葉でそれをくくれるのではないかと。同和対策審議会答申が出発点というふうに書きました。

前回もB委員からお話があったのですが、せっかくだから資料として抜粋してきたのですが、昭和40年8月11日の同和答申の抜粋で前文と第一部の同和问题の認識のところを少し書かせてもらいました。全部は読みませんが、ポイントになるところは、前文のところは、同和问题解決というのは国民的課題である。それから日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であるということ。この解決が国民的課題であり国の責務だということここはやはり一つ踏まえておかなければならないポイントかと思います。

第一部のところ同和问题の認識というところで、「市民的権利と自由とが完全に保証されていないという最も深刻にして重大な社会問題である」というふうに書いてあります。このポイントというのはやはり我々が人権問題を考えるにあたって一番基本であって、すべての人に対してこのことが保障されている文脈で読むことによって基本的な日本の人権の動きがありますが、こういう風に分かれてきたということは一定踏まえる必要があるのではないかと。もちろん国際的な流れなど、いろんな経過がありますけれど、憲法ももちろんあるのですが、ポイントとしては押さえておかなければならないことではないかということで資料として付けさせていただきました。

3番目に市民的な権利の尊重をどういう風に考えるかということ。

それから4番目に希望の持てる社会をどのように作るのか、これが一方でないと最近特にここがしんどくなっているのではないかと、だから疑心暗鬼とか不安とかいろんなものが起こると、例えば福島差別の話が委員の中でありましたけど、疑心暗鬼、不安を媒介してというか、いろんな風評被害が起きてくる。事実をつかみながらどういう風な希望を我々が作っていけるかということが、一方でないとなかなかうまくいかないのではないかと、今このところが問われていて、難しい課題というところもありますが、私としては希望の持てる社会をどのように作るのかということが大きなポイントになるかと思います。以上、4点皆様方のご意見を伺って、私が日ごろ考えていることを意見として出させていただきました。

(副会長)

私のほうは、本業が弁護士で、それ以外の活動として、人権擁護委員として人権相談、啓発相談の活動に関わっております。したがって私のほうは、研究者でなく実務側で、意見考え方の対立する人の相談を受けたり調整したりすることが日常的になっております。それを通じて感じることを述べさせていただきます。

まず人権という定義といいますと、自分が自分の自由な意思決定により自分らしく生

きる。抽象的な話になりますが、そこに至るそれを尊重するというと、私の基本的な考え方は、自分の人権を尊重されるとともに、他人の人権も尊重する。それと私ども弁護士の方の本業では、依頼者の利益とか第一時的に考えることになるのですが、日常的な人権相談については、例えば高齢者問題の相談を受けます。

高齢者の方が自分らしく生きるということで在宅を希望された場合、当然介護の問題、家族がいれば誰が介護するのか、もちろん公的な援助を受けるにせよ、誰かが介護することになります。そういう場合、介護側の人権の問題、人権相談の現場ではぶち当たるわけです。結局介護する人たちも自己決定により自分らしく生きたいと思っているけれども、同居する高齢者がいればそのかたの介護のために自分らしく生きることを修正せざるを得ない。そのへんで私たちは日常活動としていろいろ相談をすすめたりしております。その結果としては、お互いが譲歩し、お互いが少しずつ我慢して相手方の人権を尊重してどこか着地点を見いだす。例えば 私が経験した事案では結局介護保険を利用してヘルパー・デイサービスを利用し短期入所等でご家族で乗り切られたけれど、自分らしく生きるということは、我慢と修正をしてきたということになります。

同和問題その他の差別とかいじめ、こういう風に対立する相手方をあまり排除しないでいい事案だったら人権擁護委員として、あるいは、弁護士として中止を勧告したり法的な制度利用とか制裁を考えることになるのですが、一般的に相談を受けたりする問題には常に関係者とか対立する人がいる。

その人の人権も尊重した解決をせざるを得ないということを日常的に経験しております。その他、男女の問題とか、いわゆる嫁姑問題とか、種々の人権相談を日常的にうけております。人権相談に来られる方はどちらか一方となりますので、残念ながら当事者双方の意見を聞く機会は少ないですけど、相談活動においては常に相談してる人々の権利を尊重してお話を聞くのを第一番に、相手の意見権利を尊重しながら助言していく。

私が日常で人権ということ意識するときには、常に相手の人権もあるんだよということをお心かげるようになっています。もちろんそこが配慮いらない事案もあるんですけども、やはり私たちが日常受けている相談に関しては、相手の意見、相手の人権も尊重しながら自分の人権も尊重される、それを基本的な考え方として人権活動をしております。短いんですけど以上です。

(会長)

ありがとうございます。それぞれ会長・副会長、それぞれの角度からお話をいただいたということです。

あと、三番目に前回の委員のご意見も箇条書きにさせてもらっております。逐一読んでいきませんが、人権は具体的に例えられるものから始まって、公的な問題解決、幼児期からの教育の必要性、地域福祉活動の地道な推進の必要性、あるいは、教育学の歴史の研究の進化の中でと日本国憲法下で差別が起きていることの問題、それから同対審の重要性、差別の形態が変わっていくということ、女性は生きづらいと感じてきたというようなこと、それから子供の問題に直面した時のいろんな捉え方、それから言葉をど

う扱うのかというようなお話、違いを大切に命を大事にすることが人権だというようなお話を伺いました。

それぞれ大切なご意見かと思ひまして、ここに抽出させていただいております。こういうことも含めて、我々会長・副会長で少しお話をさせてもらったのですが、前回の振り返りということで、私たちの今日の話も含めて、何かご意見とかご質問とかありましたらいただいで、まとめにしたいと思ひます。

(B委員)

ずっと思っていたのですが、今日、出てきてないのであえて言ひますが、平成 18 年、2006 年の基本方針の具体的な案、これについての行政側の吹田市としての点検といったようなものの資料はないのですか。

(会長)

この間出てきたあの資料がそうだと思うのですが、どうですか。

基本指針は平成 18 年から行政がしているはずだと、それに対しての点検結果というような資料がないというお話ですよ。私のほうとしては前回出していたあれがそうだとお答えたのですがどうでしょうか。

(事務局)

今、B委員からありましたけど平成 18 年の方針の市としての点検でございますけど、第一回目の時にそういうお話をいただきまして、振り返りを全庁的にさせていただいたものを進捗状況についてということでしたけど報告させていただきました。その中で、できたことはたくさん載っているけれども課題に関しては書かれていないですねという、審議会としてもご意見を頂戴しました。

そういったことは庁内でも情報共有して、こういうことの指摘を受けているということは伝えておりますので今後の方針の見直し、計画の作成にあたって、そういったことも含めて行政側として対応できるように考えたいと思ひます。

(B委員)

基本方針なので細かいことまではできない部分はあると思ひのですが、世の中はこれだけ早いスピードで変化していつて時代になっており、例えば、山中教授は皆さんにもはやされているわけですが、IPS 細胞というのは人権問題に非常に大きくかかわっている。それと、人間の命、人権の一番基本になる命というものを考えたときに、大きな問題がこの社会の中に存在しているのではと考えるのですが、そういったものを含めて今回の基本方針の中に表していかないとならない部分があるのではないかと思ひるので聞かせていただいたのですが、そうすると点検というのが非常に細かくしておかないといけないのではということで質問させていただきました。

(会長)

今のご意見にコメントさせてもらおうと、大きな指針の中には行政の評価、どこまでできたできないという文言は前回なかったということを最初にご指摘させてもらって、そこは何らかの形で入れるべきだ。いま IPS 細胞の話をしていただきましたが、私もあの人はノーベル賞を受賞され非常に評価されているのですが、あれでいいのかということ、それからそのあとの例の話にしても、なぜ社会が無条件に評価するのか大変不思議です。人間はどこまでやっていいのか、科学の発展というのがどこまで良いのか悪いのか、そういう大きな問題にさしかかっていると私は個人的に思います。あまり想像されてないことなのですけど、私はB委員のご意見にある意味賛同するところです。他ございませんでしょうか。

(C委員)

進捗状況についての話をしてもらったのですが、会議への資料だとか論議のたたき台という部分は今、今回出ましたですけど、これをそのまま出されて、つまり、論議をするまでに事前配布していただかないと、ここでもらって、さあ今からやりましょうというのは、ここで論議をしてからそれをまとめてくれるのか、そのへんがちょっとこの間わからなかったことなのですけど、このスケジュールが、この中でこのことについて課題、テーマについてどういう分析をされたのか出された資料を見たうえでたたきだいになるのか、何もないままでいくと、時間的にも分析できないところがあると思うので、その辺が気になっていたのです。

だからここではいろいろな団体の代表の方も含めて参加されているので、それぞれの問題なり、課題ということを持ってこられていると思うのです。ただ公募という形で参加させていただいておりますので、そのへんの会議の進め方も含めても少しわからなかった部分があるのです。B委員もおっしゃったように具体の部分はどうしていくかというのが次の流れになると思うのです。

(A委員)

同じ意見なのですけど、一つずつ個別具体のところ意見が皆さんあるので、例えば今回学校問題をやる、次回女性問題をと、一つずつしていかないと抽象的に人権について語り続けてもなかなか意見が言いにくいので、そうしていただければと思います。

B委員がおっしゃったことに関して言うと、最近いろんなところに出ているものに比べて短いですね。皆さん何をやっているかという、今、法があるものとしては人権教育推進法だけ、個別具体にはいろいろあるのですが障害であったり女性であったりと。人権としてはそれしか法がない。

隣保館は別の法体系があって、どんな法の下でなにができるかという検討をやっているというのがあり、あと場所によっては最近やった調査結果から課題を入れ込んで書いたりとか、あるいは実施計画にあたる場所も入れたりして作ってほしい。そうするとおっしゃったとおり、今何をやって何ができてないかというのが、はっきりない

と書けないし、それと同時にもう少し長くなるというか、それをどう作るかという方針があったほうが良いのではと思います。

(会長)

それは、よくわかります。私と事務局のほうでもう少し詰めて出すべきであったのですが、とりあえず一応ここで今言いましたように、そちらに向かうターニングポイントとして、次のステップへ行きたいということでお話をさせていただくということとします。

(B委員)

当事者の意見を聞かないのですか。私は避けては通ってはいけないと思います。取り上げられる問題と取り上げられない問題、いろいろあると思うのですが、自分自身が障害者のことをいくら分かっているといっても、なかなかハンディキャップのしんどさが分からない。言葉ではなくてその人が持っているものを肌で感じる必要があるのではないかという気がするのです。

(会長)

各論のお話を、精査していくときどういうふうにするかというヒアリングも含めて、今日ご提案しようと思っていました。

(D委員)

もうすでに今からお話することは出ってしまった部分ではあると思うのですが、先ほど言われた検討というか今までの検証ですよね。その検証について今回事務局のほうで用意していただいている書面の中に、例えば高齢者、子供とか男女共同参画についてもそうです。いろいろ書かれております。

これについて当時は当時として平成18年の頃からそれなりにきちっと考えられて出てきたものであると思います。ということは先ほどの中で検証がされていないこと、その部分がこの資料について抜け落ちているということであるならば、では誰が検証するのですかということになってしまっていて、次に検証したデータを出してくださいと言っても多分出しようがないと思うのですよ。

ではどこが検証するのですかといった時に、回り道になるかもしれないのですが、本来我々がここですべきことでもあるのではないかと思いますので、データ作りというより、まず検証を一つ一つすることが大事なのですが、ただ、先ほどA委員が言われたようにこの問題はこの問題だけでやりましょう、次はこの問題だけでやりましょうというのは、おそらく時間的に全く足らない状況になっているので、元々このデータがあるわけですから、これについての検証を我々でやっていくというのも一つのやりかたではあるかと思いますが、まずその辺の道筋をスケジュール的な部分で考えていきたいです。

(会長)

分かりました。そうしましたら、私の提案に対してご意見がなければ、②③のところを先にお話をして、整理をしたいと思いますが、それで良いでしょうか。一つだけD委員にお聞きしたいのですが、市民権利教育の必要性というのを前におっしゃいましたが、もう少しだけ補足してもらえませんか。

(D委員)

あれは、どこかに書いてあったのですが、幼児期からの教育、小さい時からの教育の中でなされていかなければ、大人がいくら騒いだところで、今、十代二十代の子供たち、若者たちの考えが変わっていくことはまず有り得ない。よほど当事者にとっての事件がない限り変化することは難しい、ならば家庭の問題といっても良いぐらいのレベルで、いわゆる人権教育というのがなされていく必要があると、大まかに言えばそういうことだと思うのです。

(会長)

そうしましたら、今のお話を出していただいたので、答申の書き方ということで、いきなり書き方というのを最初に示すというのは、形式的すぎるかもしれませんが、逆からお話することによって、これからどのような作業、議論をしていったら良いのかということの見通しをつけていきたいと思います。

我々が最終的に、答申の課題というのは現在あります今日資料としてお付けしました平成18年2月に出された基本指針について、これを新しいというか改正したものをこういうふうにしたら良いよという形で手入れすることであるということなのです。

その時にどういう書き方をするかということ、基本方針の案として、具体的にはここに現行のものが書かれてありますけど、これの改訂版という形で実際には文案として最終的に吹田市にお出しするということにしたらいいのではないかと、その際には吹田市の現状、現行の基本方針が出されてから今日に至るまでの経過などをもちろん踏まえた上で、修正された基本指針の案文としてはこうなのですよと最終的にはお出しするのが最終的な着地点とし、単にここをこう書いてほしいとか、こういう風な意見がありましたでは、具体的な文案としては齟齬が生じるということになると思うので、行政に私たちの考え方を正確に伝えるためには、最終的には文案として出す必要があるのではないかと。

その時に今おっしゃったように抽象的な文案では困るということであれば、そこは工夫をして我々のほうで、例えば子供に対してメッセージをこういうところで書こうとか、そういうことができたならば私は良いと思います。こういうふうな具体的な文案として我々は最終的にまとめていくということが一つ着地点としてあるのではないかとというのが一つ目です。

それから二番目として、内容についての項目で言いますと、基本理念のところと、個別の課題というところで現状全く白紙にするというわけではありませんので、現状の項目に則しながら、ここはこういうふうに変えていくという議論を当然していく必要があ

るかと思います。

それで基本理念については、この間ずっといろんな形で議論をしていただいていますので、今お話いただいたように、現状の基本方針の再確認をして、こういうふうな形でまとめていったらいいかということをもとに書いていくということが一つ。それから委員のご意見もお聞きして、すでにもうお聞きしているわけですが、本来は私がいまでの議事録をふまえて、もっとこういう形でやったらどうかということをお出しするのがいいかなと思っているのですが、今回間に合わなかったということもあって私としてはそういうふうな形で皆様方のご意見を伺ったうえで今の基本理念というのを書き直したらどうですかということのできたら提案したいというふうに思っています。

だから文書化にあたっては会長と事務局が調整のうえ、原案を書く。基本理念についてはある程度抽象的な項目でもいいかなと思うのでこれまでのいろんな議論を踏まえて議事録を見ながら私と事務局である程度作って、なおかつさらに意見をいただくということでもいいかなと思います。

それから、③で各論及び個別の課題についてなんですが、これもいろいろ考えて、本当は部会を作って個別の課題についてそれぞれ検討いただくというのが本来のあり方かと思いますが、意見の集約もできないので、これは個別について、それぞれの重点課題といいますか、できることとできないこととあるのですが、いくつかのポイントがありますので、それについて、それぞれ現状どうなのかということについて、それぞれご専門のフィールドでご活躍の方々も委員の方に多いので、そういう人たちの課題認識なども伺いながら、同時に今お話がありました当事者、あるいは、行政の担当の部署からの聞き取りを行って、課題を洗い出して、まとめていくという、そういう作業をしたらどうかと思っています。

特に各論については、個別課題ということになります。これは、現状の基本指針にあります個別課題をたたき台にして、そこから今の情勢の変化を踏まえて、どういうふうなことを付け加えていったらいいかというふうなことが、一つの方向性というかあり方だと思います。さらに、もっとこれでは駄目だ、現状の基本指針よりも、今お話がありましたように、もう少し具体的に施策を推進するにあたって、こういう法律があるからこれはこうだ、こういうふうこれを活用して、こういうふうなことができるよというふうな、もう少し踏み込んだ方向性などがあつた方がいいというご意見がありましたら、それはそれで、委員のご意見を伺いながら進めていけたらというふうに思っています。

今と全く同じような文言で、同じような文章の二番煎じができたということにはしたくないので、是非、そこは現状に合わせたように、それから多くの方がきちっと読めるような、そういう文章としてまとめていけたらというふうに思っています。

基本的には、そういうふうにご考えておきまして、問題はおそらく3番目の各論の展開についてどうするのかということだと思います。これにつきましては、それぞれ皆様方のご意見も先に伺ってもいいかなと思っており、各論についてそれぞれご意見を伺ったうえで、これは会議の席上というよりも、一応、期日を決めて、それぞれこういう問題があるよということのご意見を伺ったうえで、それをこちらである程度まとめて、な

おかつ議論をしていただかなければならない項目をこちらで提示をして、この会議でお出しして議論をすると、必要に応じてヒアリングをするというふうなことで進めていけたらと思うのです。

ただし、そうなりますと、スケジュール表というのがここに書いてあって、一応事務局で作っていただいたもので、私と事務局の方で考えたのですが、3月4月5月6月でヒアリングのための事前及び回答、審議会、ヒアリングというふうに書いてあって、このところで個別の課題について、それぞれ行政のセクション、あるいは当事者という話がありました。

しかし、ヒアリングの日程を設定して、全員の方が、すべてのヒアリングに参加できるというわけではいけないので、それぞれ重点的に参加していただける方をある程度割り振っていかせていただいて、参加していただくというふうなことでやると、そういう資料を持ち寄って7月から各論について、あるいは基本的なところも含めて、審議会の答申の原案というのを作成して、具体的に議論していくと、そういう流れを作ってみたいと思います。

各論のことについてももう少し具体的な整理した項目があればいいのですが、今日のところは、前回の指針ということ念頭に置いていただいてイメージしていただけたらというふうに思うのですがいかがでしょうか。

(A委員)

各論の部分で、今ざっと見て皆さんお分かりだと思うのですが、システム、法、施策も変わってきている。多分一番変わったのは、障がい者についてですが、つまり、何が今起きているか、自分の専門以外のことは、全部わからないから、例えば障がい者についていろんな法ができたんですね。そういう基礎的な情報を共有できたら、考える土台になると思うのですが。

(会長)

平成18年から現在に至るまでの変化、政策の変更、たくさんありますけど。

(C委員)

ヘイトスピーチなんかも、大阪市では、人権施策の推進審議会という名前ですから、推進審議会であり検討委員会ではないのです。人権施策をどう今後進めていくかというのがこの会だと思うのです。そういう今ある課題については、本当にたくさん新しく変化がある中で、ここも一つずつ踏まえないといけないのではないかと考えています。

(B委員)

よくわからないので聞きたいのですが、平成18年の基本方針を改正して新しいものを作るというものなのですか。

これの点検作業が必要であると思うのですが、会長にお聞きしたいのですが、例え

ば、吹田市の行政の総合計画について現在、人権問題はどのように扱われていますか。意見は求められていますか。

(会長)

求められていません。

総合計画を確定するにあたって、例えば人権協に、会長に対してどういうふうなことを、ということですね。

(B委員)

わかりました。では、それから見たときに、基本方針というのは、すごく大事なものになってくると思うのです。当事者意見を聞かないといけない、そこにつながっていくのですが、この中でほとんどの施策というのは、国の施策に乗っかって、行なわなければならないという形なのです。

自分はそうではなくて、国の施策がこうであるならば、地方自治体においては、こういう課題が発生していて、この部分をどう解決していくのか、市民課題として、皆さんで議論していきませんか、取り組んでいきませんかというのが、吹田市としての基本方針でなければならないと思うのです。

国の制度の受け売りをいくらやっても、例えば病児保育というのがあります。これが、2002年、病後児保育になりました。その次に国のほうは、病児、病後児保育、両方の制度になってきたのです。ところが、現実問題、当事者の子供たちは、いくらのお金を出せば預かっていただけるわけですが、吹田の中に3か所しかないのです。

では、保護者はどうするのか。夕方5時までには迎えにきてくださいと言われてたら、もうどうしようもないのです。預けられないのです。自分は制度と制度の谷間というのは、地方自治体の中だからこそもっと大事にしていけないといけないのではないかということで、今の意見を言わせていただいたのです。

(会長)

おっしゃることはよくわかりました。どうしても国の後追いで、行政というのはどうしてもそうになってしまうわけで、法律ができるのとやる。でもそれ以外のことは。吹田市の独自性というか吹田市の現状に合わせたものをどうやっていけるか、ということをお話すべきだというお話ですね。

(D委員)

今のお話もそうだと思いますし、18年度のこれを見ておりますと、他のいろいろな資料にも共通している部分なのですが、こういうことがあるためにこういうふうになります。という「こういうふうになります」というときに例えば、たくさんあるのですが、わかりやすいもので言えば、5ページですね、情報提供の充実のところで、②のところで、最後の行ですね、情報を提供し、連携を図っていきますとあるわけですよ。

それ以外にも強化しますとか、いろいろあるのです。では、連携を図っていきますならば、どのようにして図っていくかがどこにも書いてないのです。いいものではあるのだけれど、最後のところでどういうふうにしますというところが明確化されていないので、もしこれを我々が、書き足したりとか、状況に合わせてたりしてやっていく場合にはそこら辺のところは、長くなったとしても、これは明確にしていかないと、同じものになると思うのです。ということは、検証のしようもないということになるのです。

(会長)

実施計画をつくるということ、それは行政の方とも言っているから。書いただけになりますから、実施計画でここまでやると具体的に書いて、この間のものでも、どこが問題か、議論が全然されてない。今回のヒアリングでも全部は出てこないかもしれないですけど、本当はどこが問題なのですかということ、きちっと我々が聞かないと先に進めません。それは、やらないといけないと思っています。

(D委員)

くどいようですが、例えば子供の視点に立って、子供が安心し、安全で健やかに育つ街づくりを進めます。進めるはいいですけどどうやって進めるのですか。安っぽいマニフェストみたいなそんなように思えるのですよ。このようには我々はしてはいけませんよというところですよ。

(A委員)

あえて実施計画の中に入れてある動きも最近あります。ちょっと厚くなりますけど、いくつかポイントがきちんと示されています。

(B委員)

私は、実施計画ではなく行動計画と思います。個別にきちっとした行動計画を作らないといけないと思います。

(会長)

可能であれば、審議会の回数をもっと増やすなり、もう少し詰めて開催するなど、考えることも必要です。

(C委員)

今、おっしゃったように、去年から今年にかけて、基本計画的なもの、理念の検討みたいな感じになっている。それでは、だめなのではないかと思います。

(会長)

理念は基本的なところは、お互いに、最後の具体的な個別の課題になった時に、理念

がどうかというのが、どうしても出るのです。そこは必要かなと思っています。

まずヒアリングを行うことが必要と思います。当事者にここに来ていただき、あるいは、我々が出かけていくなど、それは、大事なことだと思います。そうしないと、現状の認識ができないです。

(会長)

我々に、それについてコミットして行って、審議会としても実施計画の意見を出すということが良いですかね。

そしたら、にらんで、私の方と事務局とで今日のご意見をいただいて、具体的にどういうやり方があるかということを考えます。いずれにせよ、具体的にどういうところでどういう聞き取りをしたらいいのかということの精査も必要なんですね。

これについて、もちろん私と事務局の方で、一応原案を出しますが、皆様がたの方で、我々も専門分野以外のことは全然知らないこともあるので、委員の方で、是非ここはポイントになるから、この法律のこの部分を考えるためにこういうヒアリングが必要だとか、ここは是非聞いてほしいとか、もしそれがあれば是非出してほしいのです。

むしろ、本来ならばそれぞれの方々に、あなたはここをやってねと言いたいところなのですが、ちょっとたいへんで、そういうことでお願いしたいと思います。具体的にそしたらどのようにするのかについては、一応そういうお願いをするよということで、あと早急に事務局と私が精査して、皆様方へお願いの依頼状を出して、どういう流れで行なって行って、具体的にどういうことを聞き取りたいか、ここは是非押さえてほしいところを出してもらおう。これはそんなに時間がないので、そういうお願いをします。

それと、事務局と私の方で、あるいは、事によっては個別のフィールドについては、各委員の方々に個別に私と事務局の方から相談して、こういうことを盛り込んでほしいということを含めて、聞き取りとか各論のフォーマットというか、そういうものを作るということにできたらいいかと思いますが、いかがでしょうか。

ここで一から議論できないですから。ただし、個々の委員の方に個別にご相談します。例えば、他の自治体の様子を教えてねとか、個別の委員の方にはご相談します。例えば、こういう状況について聞き取りしたいのだけれど手伝ってとか、意見をくださいとか、そういうのはどんどんやっていくということでお願いしたいと思います。

(C委員)

今、皆様がおっしゃっているような具体の方針なり個別の課題設定なり、行動計画に出せる物理的なものは、丁寧に行う。一定の意向、行動計画の論議というのは、またその次に審議会ですら早急に作るような論議を行なって、この次にというのもありえないのかなと今ちょっと思っているのです。

(会長)

いずれにせよ、全くヒアリング無しで、まず基本方針のところも書けないだろうかと、

むしろ実施計画にするのであればもっと細かく各専門分野の方々にいろいろお聞きしながら詰めていかなければいけないと思います。

何も状況把握のない中で見直すといっても、中途半端になるでしょう。その点についても各委員の方々にご協力を仰ぐことや子供向けのものを出すことなど、少し精査いただきたいと思います。

(A委員)

女性とか子供とか部落問題とか、個別の当事者や、当事者に関わる団体があると思うのですが、先ほどの子供のこととか法もあるのですが、教育委員会部局と作ると遠くなるという事情もあるで、例えば同和人権教育研究協議会のようなもので代表してらっしゃる方とか、学校や地域の人権教育啓発の人たちからも聞き取りができたらと思います。

というのも道徳が入ってきて、道徳・人権教育というかたちで、道徳が来年から教科になってきて、すでに教科書になる予定のものがあるのですが、人権は勉強をしましょう。法律が大事です、法律をやぶると罰則がありますというのでは大変まずい。学校でやってらっしゃる方々は今何に悩んでいて、部落問題で言うと、学校が法が切れたあと、子供たちに自覚を持たせるような教育ができなくなるというのをあちこちで聞くし、当事者に人権エンパワメントできない人権教育などないので、問題があると思いますし、学校とかって子供を対象にした人権教育に関わってる人にヒアリングができないかというふうに思います。

(B委員)

今、A委員がおっしゃったのは、絶対に尻に火が付いている問題なのです。我々は考えて理解して、それを腹の底に置いておいてやらないといけないと思います。

(E委員)

なかなか専門的な分野でもヒヤリングを行なってくださいと言われても、なかなかつかみきれない部分もありますので、やはり行政の方も、各部局のほうがある程度問題をつかんでおられたら、おおいに出してもらって、それも入れてもらったと思います。行政の情報を是非お願いします。

(B委員)

最後に一つだけ良いですか。今日は私はこれで基本方針が決まれば、今の吹田市の人権啓発推進協議会で、本当に活かして行なってもらえるものをつくらないといけないというのが絶対なのです。行政にたよるとか、教育委員会にたよるとかいう問題ではなしに、市民課題として取り組んでいかなければならないと思うのです。

(会長)

ありがとうございます。今日はこれで散会したいと思います。